



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第563号 令和5年3月24日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
9 3	指定管理者を指定した件	とくしまゼロ作戦課 事前復興室
9 4	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ く特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
9 5	利用料金の額を承認した件	次世代育成・ 青少年課
9 6	同	保健福祉政策課
9 7	同	障がい福祉課
9 8	同	にぎわいづくり課
9 9	同	同
1 0 0	同	同
1 0 1	土地改良区の役員の退任について届出があ った件	農山漁村振興課
1 0 2	県営土地改良事業の計画を変更した件	同
1 0 3	都市計画を変更した件	都市計画課
1 0 4	同	同
1 0 5	利用料金の額を承認した件	同

【企業局告示】

番号	表	題	担当課名
1	利用料金の額を承認した件		

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		
	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則		
	警察職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則		
	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則		
	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則		
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則		
	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則		

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表	題	担当課名
2	徳島海区のうち南部海域における宝石さんごの採捕について指示する件		

【内水面漁場管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
2	徳島県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水域の範囲を定める件		
3	令和5年度の目標増殖量を定めた件		

【内水面漁場管理委員会指示】

番号	表	題	担当課名
1	こいの取扱いについて指示する件		

徳島県告示第九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立東部防災館

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

ジオグラフィックデザイン・シンコースポーツ四国共同事業体

徳島市万代町五丁目七一番地の四 二階

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和十五年三月三十一日まで

徳島県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 ルートインジャパン株式会社

住 所 東京都品川区大井一―三五―三

代表者 代表取締役 永山泰樹

2 工場又は事業場

名 称 ホテルルートイン徳島空港

所在地 板野郡松茂町中喜来字宮前四番越一二番一ほか

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三口に規定する洗濯施設及び同号八に規定する入浴施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年三月二十四日から

令和五年四月十四日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び松茂町産業環境課

徳島県告示第九十五号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）第十四条第二項の規定に基づき、徳島県青少年センターの利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額  
その一 スポーツコート等

区分	単位			利用料金の額	
				青少年	青少年以外の者
スポーツコート	午前	三、九二〇円	七、八五〇円		
	午後	五、二三〇円	一〇、四七〇円		
	夜間	四、七一〇円	九、四二〇円		
大会議室	午前	三、六〇〇円	七、二〇〇円		
	午後	四、八〇〇円	九、六〇〇円		
	夜間	四、三二〇円	八、六四〇円		
小会議室	午前	一、二〇〇円	二、四〇〇円		
	午後	一、六〇〇円	三、二〇〇円		
	夜間	一、四四〇円	二、八八〇円		
講師控室	午前	四七〇円	九四〇円		
	午後	六二〇円	一、二五〇円		
	夜間	五六〇円	一、一三〇円		
音楽室・ダンススタジオ	午前	二、一四〇円	四、二九〇円		
	午後	二、八六〇円	五、七二〇円		
	夜間	二、五七〇円	五、一五〇円		
和室	午前	一、七八〇円	三、五六〇円		
	午後	二、三五〇円	四、七一〇円		
	夜間	二、〇九〇円	四、一九〇円		
一時間（一時）					

デジタルスタジオ	間未満の端数は、一時間として計算する。 。）につき	五五〇円	一、一〇〇円
----------	------------------------------	------	--------

備考

- この表及び次項において、「午前」とは午前九時から正午までの時間をいい、「午後」とは午後一時から午後五時までの時間をいい、「夜間」とは午後六時から午後九時までの時間をいう。
- 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。

3 次の各号に掲げる場合における利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

- 大会議室の床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
- 大会議室の床面積の三分の二を利用する場合 三分の二
- 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合 百分の二百五十

4 利用の許可に係る利用時間を超えて利用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、当該利用時間に係る利用料金の一時間当たりの額に十分の十二を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）にその超える時間数を乗じて得た額とする。この場合において、当該超えた時間に一時間未満の端数が生じたときは、当該端数は一時間として計算する。

5 午前九時から午後九時までの時間以外の時間に利用する場合における利用料金の額は、指定管理者が別に定める。

その二 個室音楽室

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
個室音楽室	一室一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。）につき	一五〇円	三二〇円

その三 フィットネスジム

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者

フィットネスジム	一人一回につき	二〇〇円	四一〇円
----------	---------	------	------

二 設備及び用具の利用料金の額  
その一 設備

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
調理台	一台一人一時間につき	二〇〇円	四一〇円
卓球台	一台一人一時間につき	一〇〇円	二〇〇円
ロッカー	一個一回につき		三〇円

その二 用具

区分	単位	利用料金の額	
		青少年	青少年以外の者
ピアノ	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
プロジェクター	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
スクリーン	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
マイク	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	八三〇円	一、六七〇円
	デジタルスタジオにおいて利用する場合	二七〇円	五五〇円
大型ディスプレイ	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	七五〇円	一、五〇〇円
	デジタルスタジオにおいて利用する場合	二五〇円	五〇〇円
ディスプレイ	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	四七〇円	九四〇円
	デジタルスタジオにおいて利用する場合		

	ジオにおいて 利用する場合	
	一台一時間につき	一五〇円
ブルーレイディスクプレーヤー	一台一回につき	四七〇円
ラジオカセットレコーダー	一台一回につき	四七〇円
ポータブルスピーカー	一台一回につき	一五〇円
フットサル用ゴール	一組一回につき	七六〇円
バスケットボール用ゴール	一組一回につき	七六〇円
ビデオカメラ	一台一時間につき	一五〇円
パーソナルコンピュータ	一台一時間につき	一〇〇円
映像配信装置	一式一時間につき	一五〇円
ヘッドセット	一式一時間につき	五〇円
ホワイトボード	一台一回につき	一五〇円
クリップスタンド	一台一回につき	一〇〇円
姿見	一台一回につき	一五〇円
電気ポット	一台一回につき	一五〇円
その他知事が別に定める用具	一台一回等につき	指定管理者が別に定める額
		三〇〇円

備考

- 1 その二の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。
- 2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、その一の表及びその二の表の規定にかかわらず、これらの表の区分に応じた利用料金の額に百分の二百五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日

徳島県告示第九十六号

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）第十一条第二項の規定に基づき、徳島県立総合福祉センターの利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額

区 分	利用料金の額		
	午前 〔午前九時から 正午まで〕	午後 〔午後一時から 午後五時まで〕	夜間 〔午後六時から 午後九時まで〕
一〇二会議室	一、六七〇円	二、五〇〇円	二、〇七〇円
一〇二会議室（和室）	一、五六〇円	二、〇八〇円	一、六九〇円
二〇二会議室	九三〇円	一、四五〇円	一、二二〇円
二〇二会議室	九三〇円	一、三五〇円	一、一二〇円
二〇三会議室	一、四五〇円	二、〇八〇円	一、七八〇円
二〇四会議室（和室）	一、三五〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円
二〇五会議室（和室）	一、三五〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円
三〇一会議室	一、九八〇円	二、八二〇円	二、四三〇円
四〇一会議室	五、〇二〇円	六、七〇〇円	五、四六〇円
四〇二会議室	一、四五〇円	二、〇八〇円	一、七八〇円
五〇一会議室（和室）	一、七七〇円	二、三〇〇円	一、八七〇円
視聴覚室	三、一三〇円	四、四〇〇円	三、五七〇円
ホール	一四、七六〇円	一九、六八〇円	一六、二〇〇円

備考

1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。

2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

二 用具の利用料金の額

区分	単位	利用料金の額		
		午前 午前九時 から正午 まで	午後 午後一時 から午後 五時まで	夜間 午後六時 から午後 九時まで
マイク	一本	五〇〇円	五〇〇円	二五〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、三五〇円	一、三五〇円	六七〇円
パーソナルコンピュータ	一台	七七〇円	七七〇円	三八〇円
ビデオプロジェクタ	一台	一、一六〇円	一、一六〇円	五八〇円
ウェブカメラ	一台	一四〇円	一四〇円	七〇円

備考 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日



に準ずる者		その他の者（学齢に達しない者を除く。）	六二〇円
			三〇〇円

その三

スポーツセンター		区分		利用料金の額	
トレーニング室					
中学校の生徒及びこれに準ずる者		一回当たり		四一〇円	
その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。）		一回当たり		五二〇円	

その四

スポーツセンター		区分		利用料金の額	
トレーニング室回数券（利用十一回分）		温水プール回数券（利用十一回分）			
中学校の生徒及びこれに準ずる者		小学校の児童及びこれに準ずる者		三、一〇〇円	
その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。）		中学校の生徒及びこれに準ずる者		五、二〇〇円	
		その他の者（学齢に達しない者を除く。）		六、二〇〇円	
		中学校の生徒及びこれに準ずる者		四、一〇〇円	
		その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。）		五、二〇〇円	
		中学校の生徒及びこれに準ずる者		七四〇円	

温水プール及びト レーニング室共通 利用券	その他の者（小学校の 児童及びこれに準ずる 者並びに学齢に達しな い者を除く。）	九〇〇円
-----------------------------	---	------

備考

- 1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金を加えて得た額とする。
- 2 研修室及び体育館の床面積の二分の一以下を利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額とする。
- 3 その二の表において「基本料金」とは入場した時から二時間までの利用についての利用料金の額をいい、「超過料金」とは当該二時間を超える時間に係る利用についての一時間ごとの利用料金の額をいう。この場合において、当該超えた時間に一時間未満の端数が生じたときは、当該端数は一時間として計算する。
- 4 その二の表において、入場及び退場をともにする二十人以上の集団であつて引率者のあるものが利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額に百分の八十を乗じて得た額とする。
- 5 その二の表において、午後六時から午後九時までの間に盲人卓球室を利用する場合の利用料金の額は、この表、前二項及び第七項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は前二項若しくは第七項の規定により算出した利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 その二の表において、温水プールを専用して利用する場合の利用料金の額は、同表、第三項及び第四項の規定により算出した額に一コース一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき千二十円を加算して得た額とする。この場合において、当該コースを二人以上の者が専用して利用するときの当該加算に係る額の計算については、これらの者を一人とみなしてするものとする。
- 7 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表及び前各項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は前各項の規定により算出した利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

二 用具の利用料金の額  
その一

区 分	単 位 (一回につき)	利用料金の額
ビデオプロジェクター	一台	五、〇二〇円

スポーツセンター								交流センター										
花台	司会者台	演台	ワイヤレスマイク (タイピン型)	ワイヤレスマイク	マイク	コンパクトディスクプレーヤー	ミニディスクプレーヤー	展示用パネル	花台	司会者台	演台	ワイヤレスマイク (タイピン型)	ワイヤレスマイク	マイク	コンパクトディスクプレーヤー	デジタルビデオディスクプレーヤー	ビデオ再生装置	移動式ビデオプロジェクター
一台	一台	一台	一本	一本	一本	一式	一式	一枚	一台	一台	一台	一本	一本	一本	一式	一式	一式	一台
三二〇円	三二〇円	七三〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	七三〇円	八三〇円	八三〇円	一〇〇円	三二〇円	三二〇円	七三〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	七三〇円	八三〇円	一、六七〇円	二、〇九〇円	三、五六〇円

スポーツセンター	区分	単位 (一時間につき)	利用料金の額
ワイヤレスマイク(ヘッドセット型)		一本	四一〇円

備考

- 1 その一の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。
- 2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。
- 3 午後六時から午後九時までの間に交流センターの用具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

三

適用開始年月日

令和五年四月一日

徳島県告示第九十八号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）第八条第二項及び第四項の規定に基づき、徳島県立大鳴門橋架橋記念館の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 架橋記念館利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	六二〇円	四九〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 疑似体験装置利用料金の額

区分	単位	利用料金の額
児童	一人一回	一〇〇円
生徒	一人一回	一〇〇円
一般	一人一回	二〇〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日

徳島県告示第九十九号

徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例（平成十年徳島県条例第二号）  
 第八条第二項の規定に基づき、徳島県立美馬野外交流の郷の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設等の利用料金の額

その一 コテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト、広場サイト及びバーベキューテーブル

区 分		単 位		利 用 料 金 の 額
コテージ	一棟	一日	一、二、五六〇円に、利用者（学齢に達しない者を除く。以下この表及び備考第四項において同じ。）一人につき八三〇円（小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者（以下この表及び備考第四項において「児童等」という。））にあつては、四一〇円）を加算した額	
区画サイト	一区画	一日	三、六五〇円に、利用者一人につき八三〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
キャンピングカーサイト	一区画	一日	六、二八〇円に、利用者一人につき八三〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
広場サイト	一区画	一日	一、〇三〇円に、利用者一人につき八三〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
バーベキュー テーブル	一台	四時間	七八〇円に、利用者一人につき四一〇円（児童等にあつては、四一〇円）を加算した額	
コテージ、区画サイト 、キャンピングカーサ				

イト及び広場サイトを 利用しない場合			は、二〇〇円）を加算した額
コテージ、区画サイト 、キャンピングカーサ イト又は広場サイトを 利用する場合	一台	四時間	七八〇円

備考

- 「一日」とは、正午から翌日の正午までをいう。
  - 利用期間又は利用時間（以下この項において「利用期間等」という。）がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない利用期間等及び利用期間等に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用期間等は、それぞれ同表に定める単位の利用期間等として計算する。
  - キャンピングカーサイトの一区画の二分の一を利用する場合におけるキャンピングカーサイトの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるキャンピングカーサイトの利用料金の額から三千百三十円を減じた額とする。
  - 広場サイトを午前十時から午後四時までの間に限り利用する場合における広場サイトの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、一区画につき、五百十円に、利用者一人につき四百十円（児童等にあつては、二百円）を加算した額とする。
- その二 交流体験室、会議室及びミーティング室

区 分	単 位	利 用 料 金 の 額
交流体験室	一時間	一、〇三〇円
会議室	一時間	五二〇円
ミーティング室	一時間	五二〇円

備考

- 利用時間が一時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ一時間として計算する。
- 次の各号に掲げる場合における交流体験室の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表に定める交流体験室の利用料金の額に乘以て得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
  - 交流体験室の床面積の四分の三を利用する場合 百分の七十五
  - 交流体験室の床面積の二分の一を利用する場合 百分の五十

三 交流体験室の床面積の四分の一を利用する場合 百分の二十五

3 ミーティング室の床面積の二分の一を利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるミーティング室の利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

4 合宿のためコテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトとともに会議室又はミーティング室を利用する場合には、午後九時から翌日の午前九時までの間の利用に係る会議室及びミーティング室の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、それぞれ千三十円とする。

その三 浴室

区分	単位	利用料金の額	
			浴室
小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者	一人	一回	三二〇円
その他の者（学齢に達しない者を除く。）	一人	一回	三二〇円

その四 洗濯機、衣類乾燥機及び温水シャワー

区分	単位	利用料金の額	
			洗濯機
衣類乾燥機	一台	一回	一〇〇円
温水シャワー	一基	五分	一〇〇円

二 用具の利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
テント	一張り	一日	一、五六〇円
タープ	一張り	一日	五二〇円
キャンプテーブル	一台	一日	五二〇円

キャンプチェア	一脚	一日	二〇〇円
バーベキューコンロ	一台	一日	四一〇円
ガス式コンロ	一台	一日	四一〇円
キャンプライト	一個	一日	一〇〇円
炊事用具	一組	一日	六二〇円
毛布	一枚	一日	二〇〇円
電気延長コード	一個	一日	一〇〇円
マウンテンバイク	一台	一日	七二〇円
交流体験室の映像機器	一式	一時間	五二〇円
拡声機（ワイヤレスマイク二本付き）	一台	一時間	五二〇円
ハンドマイク	一個	一時間	一〇〇円
天体望遠鏡	一台	一時間	八三〇円
スポッティングスコープ	一台	一時間	三二〇円
双眼鏡	一個	一時間	一〇〇円
その他知事が別に定める用具	一台等	一日又は 一時間	指定管理者が別に定める額

備考

- 1 「一日」とは、正午から翌日の正午までをいう。
- 2 利用期間又は利用時間（以下この項において「利用期間等」という。）がこの表又は次項に定める単位に満たない場合の当該満たない利用期間等及び利用期間等に同表又は同項に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用期間等は、それぞれ同表又は同項に定める単位の利用期間等として計算する。
- 3 マウンテンバイクを午前八時から午後六時までの間に限り利用する場合におけるマウンテンバイクの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、一台一時間につき、百円とする。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日

徳島県告示第百号

徳島県立渇の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）第八条第二項の規定に基づき、徳島県立渇の道の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	五一〇円	四一〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 適用開始年月日

令和五年四月一日

徳島県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称  
勝浦川土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	松原 薫	徳島市大谷町紅葉山三
同	大木 茂樹	小松島市中田町字狭間七

徳島県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。  
令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

花園池地区

二 事業名

農村地域防災減災事業

三 縦覧期間

令和五年三月三十一日から

令和五年四月二十八日まで

四 縦覧場所

三好市役所

徳島県告示第百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の名称及び種類

1 名称 徳島東部都市計画

2 種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 主な計画変更の内容

1 基本的考え方を変更する。

2 都市計画の目標を変更する。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針を変更する。

4 主要な都市計画の決定方針を変更する。

三 都市計画を変更する土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

なし

3 変更する部分

なし

四 縦覧場所

徳島県国土整備部都市計画課、徳島市企画政策部都市計画課、鳴門市都市建設部まちづくり課、小松島市都市整備部まちづくり推進課、阿南市特定事業部まちづくり推進課、吉野川市建設部都市計画住宅課、石井町建設課、松茂町建設課及び北島町建設課

徳島県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の名称及び種類

1 名称 徳島東部都市計画

2 種類 市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

(一) 追加する部分

市町名	大字名		字名	摘要
徳島市	東沖洲	津田海岸町	二丁目	一部
小松島市	中田町	根井		一部

(二) 削除する部分

なし

2 市街化調整区域

(一) 追加する部分

なし

(二) 削除する部分

1の(一)に同じ

三 縦覧場所

徳島県土整備部都市計画課、徳島市企画政策部都市計画課、鳴門市都市建設部まちづくり課、小松島市都市整備部まちづくり推進課、阿南市特定事業部まちづくり推進課、吉野川市建設部都市計画住宅課、石井町建設課、松茂町建設課及び北島町建設課

徳島県告示第百五号

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第四十号）第六条第二項の規定に基づき、徳島県駐車場の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額  
その一

徳島 県富 田浜 第一 駐車 場	徳島 県富 田浜 第二 駐車 場	普通自動車		大型自動車		区分	利用料金の額				
		次 の 期 間 を 除 く 場 合	次 の 場 合 を 除 く 場 合	駐 車 一 時 間 を 超 え る 時 間	駐 車 一 時 間 ま で の 時 間		駐 車 一 時 間 を 超 え る 時 間	駐 車 一 時 間 ま で の 時 間	単 位	金 額	上 限 額
八月十二日から同月十五日までの期間		休日の 午前十 時から 午後七 時まで の間に 入庫し た場合	休日の 午前十 時から 午後七 時まで の間	駐車一時間まで	駐車一時間まで	一日間	無料	午後七時 から翌日 の午前七 時までの 間	五分	円	-
八月十二日から同月十五日までの期間		平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	駐車一時間まで	駐車一時間まで	三十分	円	午後七時 から翌日 の午前七 時までの 間	五分	円	-
八月十二日から同月十五日までの期間		平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	駐車一時間まで	駐車一時間まで	三十分	円	午後七時 から翌日 の午前七 時までの 間	五分	円	-
八月十二日から同月十五日までの期間		平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	駐車一時間まで	駐車一時間まで	三十分	円	午後七時 から翌日 の午前七 時までの 間	五分	円	-
八月十二日から同月十五日までの期間		平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	平日の 午前七 時から 午後七 時まで の間	駐車一時間まで	駐車一時間まで	三十分	円	午後七時 から翌日 の午前七 時までの 間	五分	円	-





法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

3 利用時間にその一及びその二の表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、これらの表に定める単位の利用時間として計算するものとする。

## 二 適用

1 令和五年四月一日前に開始し、同日の指定管理者が徳島県駐車場に掲示して指定する時刻（以下「指定時刻」という。）までの間に終了する徳島県駐車場の利用については、当該利用の開始から終了までの全ての期間を通算し、一のその一の表を適用する。

2 令和五年四月一日の午前零時から指定時刻までの間に開始し、及び終了する徳島県駐車場の利用については、一のその一の表を適用する。

3 令和五年四月一日の指定時刻以後に終了する徳島県駐車場の利用（同日の午前零時から指定時刻までの間に開始した徳島県駐車場の利用にあつては、当該利用の開始から終了までの全ての期間の利用）については、一のその二の表を適用する。

4 1から3までに定めるもののほか、一の利用料金の額の適用について必要な事項は、知事と指定管理者とが協議して定める。

徳島県企業局告示第一号

徳島県駐車場事業管理条例（昭和四十八年徳島県条例第五号）第五条第二項から第四項までの規定に基づき、利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

一 利用料金の額

区 分	利用料金の額	
	単位	金額
藍場町地下 駐車場	駐車一時間まで	二百円
	駐車一時間を超える 時間	三十分 百五十円
松茂駐車場	駐車一時間まで	無料
	駐車一時間を超える 時間	一時間 百円
		上限額
		八月十二日から同月十五日までの 日を除く日の午前七時から午後十 一時まで 千円
		最初の二十四時間まで 五百円 以後の二十四時間までごと 五百 円

備考

- 1 利用時間に、この表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、同表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 2 午後六時三十分から翌日の午前八時三十分までの間において、八時間以上藍場町地下駐車場に駐車した場合における当該時間内の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、六百円とする。
- 3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が乗車している自動車に駐車する場合は、藍場町地下駐車場の最初の二時間分の駐車料金（定期駐車券に係る料金を除く。）及び松茂駐車場の最初の二十四時間分の駐車料金を無料とする。

二 適用

令和五年四月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

対策官
支援官
企画調整官

別表第一のト公安職給料表等級別職務区分表中

企画官
研究官
対策官
支援官

を

広域捜査官
-------

を

広域捜査官
総括情報官

に

首席監察官
理事官

を

局長
首席監察官

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

。学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級の項中「那賀町平谷小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(警察職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 警察職員の給料等の支給に関する規則(規則六 四)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項第一号中八を二とし、口を八とし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 一万二千円

第二十一条の二中「区分が」の下に「一種を占める警察職員及びその区分が」を加える。

第二十一条の四第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 規則六 四二の規定による給料の特別調整額の区分が一種を占める警察職員

第二十一条の四第二項第一号中「前項第二号」を「前項第一号に掲げる警察職員及び同項第三号」に改め、同項第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

(警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和四年十一月四日公布)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える改正規定中第二号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 一万千円

第十七条の三第一項第一号及び第二号の改正規定中第一号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 六千円

第十七条の三第一項第一号及び第二号の改正規定中第二号八を同号二とし、同号ロを同号八とし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一種 五千五百円

附 則

第一条の規定は令和五年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六 四二）の一部を次のように改正する。

警察本部の部長 警察本部の理事官 警察本部の首席参事官 警察本部の参事官 首席監察官 警察学校長 徳島中央警察署長 徳島名西警察署長 徳島板野警察署長 鳴門警察署長 阿南警察署長 三好警察署長	二種
---	----

別表第一中

を

警察本部の部長 警察本部の局長 警察本部の首席参 警察本部の参事官 首席監察官 警察学校長 徳島中央警察署長 徳島名西警察署長 徳島板野警察署長 鳴門警察署長 阿南警察署長 三好警察署長
--

事官	一種
	二種

に改め、「拠点整備管理幹」を削る。

別表第二の三公安職給料表中

9級	二種	111,600円
----	----	----------

を

9級	一種	119,100円
	二種	111,600円

に改める。

別表第三の三公安職給料表中

9級	二種	96,400円
----	----	---------

を

9級	一種	104,800円
	二種	96,400円

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「職員（）」を「職員であつて、」に、「有する者に限る。（）であつて、その採用が、大学卒業の日から十六年を経過するまでの期間内に行われたもの」を「有するもの」に改める。

第四条第三号中「前条第二号に規定する期間内に」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会の項職の欄中「健康・食育推進幹」を「防災・健康食育推進幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則八 一〇）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「二種」を「一種、二種」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項に基づき、徳島海区のうち南部海域における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。以下同じ。）の採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月二十四日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「徳島海区のうち南部海域」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線及び兵庫県南あわじ市諭鶴羽山山頂と同市沼島東端との見通し線以南の水域のうち徳島県海域をいう。

二 採捕の制限

徳島海区のうち南部海域において、宝石さんごの採捕をしてはならない。ただし、三に掲げる者が採捕する場合であつて徳島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

三 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

四 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

五 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

六 承認の取消

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

七 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡し、又は販売してはならない。

八 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

九 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

十 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号に基づく水域の範囲を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野 口 修 司

吉野川水系（吉野川本流及びその支流）、徳島市名東町の地藏院池、那賀川水系（那賀川本流及びその支流）、打樋川水系（打樋川本流及びその支流）

徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

第五種共同漁業権の免許に係る令和五年度の目標増殖量を次のとおり定めたから公表する。

令和五年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会会長

野 口 修 司

免許番号	漁業者名	漁業の名称	増殖内容	備考
内共第十四号	鮎喰川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	四〇、〇〇尾 八〇、〇〇尾 四〇、〇〇尾	放流
内共第十六号	吉野川漁業協同組合連合会	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	八〇〇、〇〇尾 六〇、〇〇尾	放流
内共第十八号	園瀬川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	一〇、〇〇尾 五、〇〇尾	放流
内共第二十一号	勝浦川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	三〇〇、〇〇尾 四〇、〇〇尾	放流
内共第二十三号	小松島淡水漁業協同組合	うなぎ漁業 ふな漁業	キログラム三〇 キログラム二〇 キログラム	放流
内共第二十五号	那賀川漁業協同組合連合会	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	六〇〇、〇〇尾 六〇、〇〇尾	放流
内共第二十八号	海部川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	一五〇、〇〇尾 二〇、〇〇尾	放流

## 徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定及び第七十一条第四項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい（まこい及びにしきごいをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のとおり指示する。

ただし、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために死亡したこいを処理する場合、あるいは公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

令和五年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野口 修司

### 第一 指示の内容

#### 一 持ち出しの禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると徳島県知事が認めた場合は、当該水域においては、徳島県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、徳島県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

#### 二 放流の禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面においては、こいを放流してはならない。ただし、採捕したこいを同じ場所に放流する場合又は次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

- 1 放流場所が、一に基づき告示された水域でないこと。
- 2 放流しようとするこいは、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するものでないこと
- 3 放流しようとするこいが、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するこいと水を介しての接触がないこと。
- 4 放流しようとするこいは、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたこい群の個体であること。

### 第二 指示の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで